

【足立区地域自立支援協議会本会議】会議概要

会 議 名	令和5年度足立区地域自立支援協議会第2回本会議
事 務 局	福祉部障がい福祉センター、障がい福祉課 衛生部中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和5年12月19日（火）
開催時間	午前10時00分～午前11時40分
開催場所	障がい福祉センター5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	1 開会 開会・事務連絡・所長挨拶 2 議事 （1）会長挨拶 （2）足立区障がい者ケアマネジメント評価会議（地域生活支援拠点等の検証）において抽出された地域課題の報告 （3）障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 中間報告への意見聴取 3 事務連絡
資料	1 次第・席次 2 足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 素案 【資料1】 3 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議 会議概要・足立区地域生活 支援拠点等の検証シート抜粋資料 【資料2】 4 障がい者が地域で安心して生活するために 【追加資料】
その他	公開状況：公開 傍聴：0人

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

1 開会

（1）事務連絡・配布資料確認・所長挨拶

○佐々木事務局員

それでは、お時間になりましたので、足立区地域自立支援協議会第2回本会議を開催いたします。本日はお忙しい中、協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

進行を務めさせていただきます、障がい福祉センター職員の佐々木でございます。

協議に先立ちまして、何点かご案内を申し上げます。まず、配布資料の確認をいたします。本日の次第、裏側に席次が印刷されています。次第の中で、「資料1」としているものは、「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案」です。こちらの資料については、事前に委員の皆さまに送付しております。資料2「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議会議概要・足立区地域生活支援拠点等の検証シート抜粋資料」につきましては、本日配布いたしております。不足のものがありませんでしたら、手をあげてお知らせください。

この自立支援協議会は発言、会議内容及び発言者名などについて、後日会議録を公開いたします。また会議録作成のため、録音をしております。また、本日の本会議は、公開しており、傍聴席を設けておりますことを、ご了承願います。事務連絡は以上となります。

それでは、令和5年度第2回足立区地域自立支援協議会を開会いたします。

はじめに、当センター山本所長よりご挨拶申し上げます。

○山本障がい福祉センター所長

皆さまおはようございます。足立区障がい福祉センターあしすと所長の山本でございます。本日は令和5年度足立区地域自立支援協

議会第2回の本会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。今回は障がい者ケアマネジメント評価会議の報告のほか、足立区の障がい者及び障がい児への施策を展開する上で重要な足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の素案に関して皆さまのご意見を伺います。この意見交換が、地域の皆さまの声を取り入れて、包括的で効果的な施策を築いていくために、より良い障がい者支援の方針や計画を共に考える貴重な機会となりますので、どうぞ活発な議論をよろしく願いいたします。

それから、この場をお借りしまして、イベントの結果報告をさせていただきたいと存じます。11月30日から12月6日まで足立区障がい者週間記念事業を本庁舎で実施いたしました。その結果、来場4036名とコロナ禍前より大勢の方にお越しいただいて、障がい施設での手作り品やお菓子などを買っていただきましたので、ありがとうございました。また来年度も実施いたしますのでよろしく願います。

それでは、本日は最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐々木事務局員

ありがとうございました。次に本日の出席者、委員の方々のご紹介ですが、協議の時間を十分取るために割愛いたしますので、次第裏面にあります。席次をご参照ください。

なお、名久井委員、小久保委員、森委員、中郡委員、辰田委員、松井委員、橋本委員はご欠席でございます。

それでは次第の2、議事に移ります。この足立区地域自立支援協議会の会長は設置要綱第3条の2の規定に基づき、筑波大学大学院小澤温先生に務めていただき、この後の議事

は会長に進めていただきます。それでは小澤会長、よろしく願いいたします。

2 議事

(1) 会長挨拶

○小澤会長

改めまして、皆さまおはようございます。

今日の議題が2点ほどございまして、1点目は障がい者ケアマネジメント評価会議と書いてあるものですが、実質的には地域生活支援拠点等の評価の報告です。現在、地域生活支援拠点等や、その他いろいろな課題について、国が示している指針に沿う形で、地域でどのようにその質を評価していくかということで、かなりの部分が自立支援協議会に委ねられているという状況がございます。ただ、この協議会自体は年間に開催回数も少なく、今日で2回目ですので、頻繁に評価の検討を行うことは容易ではないので、前回の会議でお諮りして、この障がい者ケアマネジメント評価会議で検討していただくということとなっています。そのことを議題にするということでもあります。

2点目は、この第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画に関してです。こちらについては、足立区だけでなく、日本全国の自治体がほぼ同時期に同じような計画を策定しております。足立区は足立区なりの独自色というのが多くありますので、そのことを含め、皆さまからのご意見をいただいた上で、この計画が3年間の方向性を定めますので、ぜひともよろしく願いします。

また、おそらく委員の方々は事業に関わっている方も多いと思うのですが、報酬改定の検討チームでは、17回も議論があり、私は17回のうち15回ぐらい出席していきまして、12月に報酬改定の方向性が出されました。

いよいよ確定する報酬の議論は年明けになりますので、おそらく社会福祉法人やその他事業に関わっている方々や行政の方々は、今年の3月からはまた大変お忙しくなるだろうと、そういう実情がございます。その意味では、この協議会でいろいろな角度でご意見をいただいた上で、また次年度以降の取り組みに還元するとそういう趣旨になってます。ぜひとも時間を有効に使っていろいろご意見いただけたら大変ありがたいと思います。挨拶は以上にさせていただきます。

以降は私の方が議事進行ということですので、早速、議題の2番、足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について、先ほど挨拶で触れた通り、地域生活支援拠点等の検証の報告です。よろしく願いします。

(2) 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議（地域生活支援拠点等の検証）において抽出された地域課題の報告

○和田事務局員

事務局の和田より報告いたします。

はじめに、「地域生活支援拠点等」のご説明をいたします。「障がい者が地域で安心して生活するために」という資料をご覧ください。「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービスの提供体制を地域の実情に応じて整備するものです。

必要な機能は、相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり、の5つです。重要な取り組みが2つありまして、1つが「緊急時の相談や受入体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する」ことと、もう一つが「入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等への生活の場の移

行をしやすいとする支援を提供すること」で、この2つが地域生活支援拠点等の重要な取り組みです。足立区では令和3年3月に地域生活支援拠点等を「面的整備」として整備し、事業を開始しています。

資料下段の「1 面的整備型の機能分担」をご覧ください。足立区における地域生活支援拠点等の面的整備型の機能分担はこちらの表の通りです。※印の登録事業所、あいのわさん、あだちの里さん、あしすとに地域生活支援拠点等の担当者、コーディネーターを担っていただいています。コーディネーターと事務局の一覧は、裏にありまして、「2」に記載の通りです。

次に「3 地域生活支援拠点等の評価・検証」についてです。国の第6期障害福祉計画の基本指針では、「地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討する」と規定されています。足立区においても、整備や取り組みの過程で、自立支援協議会やネットワークなどを通じ、皆さまからの様々なご意見を積極的に取り入れ、必要な機能の整備を進めて来ましたが、自立支援協議会の協議だけでは、検証・評価を深めづらいとのご意見もいただきました。

そこで、先程、小澤会長からもお話があった通り、今年度、令和5年度に行う評価、すなわち令和4年度の実施内容の評価・検証からは、自立支援協議会とは別に、「障がい者ケアマネジメント評価会議」にて行うこととするとご説明し、ご了承いただきましたのが、6月の第1回本会議でした。そして、下段の図のように、「地域生活支援拠点等の担当者会」を年4回開催し「障がい者ケアマネジメント評価会議」にて評価し、「自立支援協議会」への報告を行うという流れを位置付けました。

前置きが長くなりましたが、ここからは、障がい者ケアマネジメント評価会議で行った地域生活支援拠点等の評価・検証から抽出された地域課題についてご報告いたします。

資料2をご覧ください。会議概要は、記載の通りです。「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議評価表、足立区地域生活支援拠点等の検証シート（抜粋）」をご覧ください。実際の検証シートは、さらに詳しい取り組み内容の記載があるのですが、本日は、この抜粋版にて（a）～（h）の8つの評価軸に沿ってご報告いたします。

はじめに、1ページから3ページは、「区分Ⅰ 地域生活における安心の確保に関する機能について」の項目です。評価軸の（a）

（b）（c）は、緊急対応の事前準備が必要と思われる対象者についてどのように調査・把握していくか、また相談体制や緊急時の受け入れをどのように構築していくかというところです。

まず、1ページは評価軸（a）の要支援者の事前把握についてです。1ページの「今後に向けて」の項目に記載しました通り、足立区では、相談支援がついている、またセルフでもサービスの支給決定等がかかわっているケースであれば、相談支援や区によってある程度事前把握等ができており、受け入れ先さえあれば緊急対応ができていくという状況があります。

一方で、事前把握が困難なケースとしては、支給決定がされていない、サービスを利用していない障がい者で、その方たちについてどのように把握をしていけるのか、が地域課題となっています。

評価及び今後の改善点のところですが、評価会議の委員の皆さまからは、拠点等に登録していない区内の相談支援事業所は30数か所ありますが、「すべての相談支援事業所

で、事前把握の取り組みが可能なのか」「統一した書式で、緊急時の支援計画を作成しないのか」とのご意見をいただきました。

先ほどお話ししました通り、拠点等に登録していない相談支援事業所でも、事前の想定と対応が一定程度できていることから、統一的な支援計画等の書式・様式を増やさず、まずは各相談支援事業所に拠点等の目指す姿を根付かせていくことを徹底していきたいと考えています。

続きまして、評価軸（b）の相談体制、2ページをご覧ください。こちらでも中核となる相談支援事業所について「拠点等への登録を増やしてはどうか」とのご意見や、相談支援事業の質の向上はどうか」とのご意見をいただきました。

今後の改善点としては、「相談支援事業所の拠点等への登録の基準は、基幹及び拠点等に必要な機能、連絡体制等の確保等について整理した上で設定していく」としています。

次に3ページ、（c）の緊急時の受入先の確保では、施設以外の緊急対応について、「日中サービスの延長やヘルパー派遣を検討してはどうか」「強度行動障がいの対応についてが十分なのか」とのご意見をいただきました。緊急時の対応をスムーズに行うためには、個別の状況に応じた対応、事前準備と体験が必要であるということの評価会議の中でも再確認したところです。

続きまして、4ページ、5ページは、「区分Ⅱ地域生活への移行・継続の支援に関する機能」で、評価軸（d）は「地域移行」、評価軸（e）は「体験の機会の場」です。

4ページ、評価軸（d）の地域移行の部分では「精神障がいの取り組みとの連動はどうか」とのご意見をいただきました。現在、地域生活支援拠点等の事業は、身体障がい・知的障がいを中心に進めています。

施設入所等でも、相談支援事業や外部の関係者が適切にかかわり、本人の意向や地域生活に向けた取り組みが十分に検討され、取り組まれているケースはよいのですが、特に入院などの状況で、そうした関わりが全くないケースがあるということが、深刻な課題です。

精神障がいに関しては、「にも包括」の体制構築、地域移行の取り組みとして、病院への調査等の動きがあります。ですので、そうした調査結果を踏まえ、一緒に取り組めるところは連動させて進めていきたいと考えております。

次に5ページ、評価軸（e）の体験の機会については、右の③のところですが「今すぐ希望しない状態だとグループホームのことが全くわからない。今すぐの利用を前提としない体験の働きかけが必要ではないか」とのご意見がありました。今後の改善点等としましては、グループホームネットワーク会議を活用するなど、関係機関のご協力もいただきながら、更に効果的な取り組みや情報発信を検討していければと思います。

続きまして、6ページ、7ページは「区分Ⅲの地域の支援体制に関する機能」の評価軸（f）（g）と、運営状況の評価軸（h）です。こちらでは多機能拠点型の整備や周知の促進というご意見があがっています。多機能拠点型に関しては、この後の議事にて取りあげます、策定中の障がい計画においても「多機能拠点型の整備を検討」としています。

周知に関しては、単にホームページによる周知では十分ではありませんし、安心感にはつながりません。そして、緊急時の事前の想定や地域生活の継続にしても、ご本人とご家族の状況に合わせた個別のアプローチが大切ですので、地域の関係機関の皆さまのご協力をいただきながら、ご案内を進めていきたい

と考えています。

さらに、区民の方、地域の方が地域の中で孤立している、または孤立する危険がある障がい者やご家族を見つけていただいた場合の対応も重要ですので、広く区民の方への周知というところも、今後取り組んでいきたいと考えております。

以上を持ちまして、報告を終わります。冒頭にお話ししました通り、この度のご報告は、令和4年度の取り組みに関して、今年8月に検証・評価を受けた内容が元になっております。この後の議事「障がい者計画」等のご説明の中でも、今後の地域生活支援拠点等について触れていますので、「今後の地域生活支援拠点等」の取り組みに向けて、ご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○小澤会長

ありがとうございます。地域生活支援拠点等という取り組みが始まって、その検証を行うということが、いわゆるこの自立支援協議会の業務事項で、そして、ご説明にありましたとおり、令和4年度の検証を行ったということです。従いまして、この結果を踏まえて、令和5年度は、また別途取り組みが進んでいて、次年度またその検証が行われるということでございます。令和4年度の取り組みられたことに対しての報告事項に関しての若干の質疑の時間を取りたいと思います。

次の議題と関係が深い中身が多いので、必要に応じて次の議題の中でも議論をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

ただ今、地域生活支援拠点等の検証ということで、検証の論点も定められていて、それに基づいて行ったということですが、次の議題と関係が深いというのが一つと、私の率直な印象としては、こういうきっちりとした検

証を行っている自治体はあまりないので、そういう意味では、評価できる取り組みです。他の自治体との比較ということは、協議会にて申し上げることはないですけど、きっちりとした評価軸を定めて検討を行ったというのは、たいしたものだというのが私の率直な思いです。もちろん、ここから抽出した課題の改善をPDCAでしていく必要があります、この取り組みは非常に大事ですので、今後も検討を進めていただきたいと思いますという次第です。

次の議事の「計画」とも関係しますので、そこであわせて質疑を出していただくと、地域生活支援拠点等の整備と目標に向けての協議がより深まると思いますので、よろしいでしょうか。

(3) 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の中間報告への意見聴取

○小澤会長

本日のメインテーマは足立区障がい者計画、特に第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画ということです。分量が多いですが、説明はかなり焦点をしぼると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○二見事務局員

障がい福祉課障がい施策推進担当の二見です。よろしくお願いいたします。私から障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案につきまして、できるだけ簡略にご説明をさせていただいて、本日はご意見をいただきたいと考えております。

事前にお送りはさせていただきましたが、これだけの分量のものを、端から端まで事前にご覧いただくというのは難しかったかと思っております。すでに先週から始まっていますが、

パブリックコメントを実施しております、足立区のルールに基づいて障がい福祉課だけではなく、区民事務所等にもこの冊子を置いて、区民の方に見ていただけるようにしております。1月15日をパブリックコメントの意見の提出の締め切りにさせていただいております。

送付が遅れておりますが、区内の関係団体の皆さまにも、こちらの素案をこれからお送りさせていただきます。また、1月に入りましたら、それぞれの団体からご意見があれば区の方でヒアリング等をさせていただきます。そうしたことも踏まえて、最終的に今年度中に計画を策定をするという運びになっておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

素案の表紙にある通り、この計画は3つの計画が一つになった計画ということになっております。

3ページ、4ページをご覧くださいでしょうか。足立区の障がい者計画ノーマライゼーション推進プランⅣは、令和6年度から令和11年度まで6年間を拘束する計画となっております。

この計画は、障害者基本法という法律に基づいて区が策定をするというものになっております。見ていただいたとおり、前回の計画はノーマライゼーション推進プランⅢでこれがⅣとなるということです。

この6年間の障がい者計画の中に、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画があり、これは法律で3年ごとに作るということになっており、介護保険事業計画と同じサイクルで策定をしています。そのため、こちらは法定事項ですので、令和6年度から8年度の3か年が、障がい福祉計画は第7期、障がい児福祉計画は第3期となります。そして、これらを

包括する形で足立区障がい者計画があります。こちらは特に国から何年で作るということを示されていないのですが、この第7期と第3期の福祉計画を前期、第8期と第4期の令和9年度から11年度の計画、これを後期と考えて、前期、後期含めて6年間の障がい者計画というように策定しております。

計画の体系ですが、4ページの図の通りです。足立区が作る障がい者計画ですので、ベースとして考えるのは、足立区がどのような区になっていきたいのかを定めている「足立区基本構想」、そしてこれに基づいて作られている「足立区基本計画」です。さらに「足立区地域保健福祉計画」が、現在策定をしているところです。こちらでも社会福祉法等で定められていて、もう少し幅広に障がいだけではなく、高齢者や子ども・子育ての問題、さらに保健衛生等、いろいろな地域保健福祉に関わる部分の計画を区市町村が定めています。こちらの策定は努力義務です。足立区ではこれまで、それぞれ個別の計画を合わせて地域保健福祉計画とするとしていたのですが、法律で位置付けが変わり、決めなければいけないことも増えてきましたので、今回改めて地域保健福祉計画の策定を同じタイミングで進めており、こちらでも今年度中の策定を目指して鋭意作業中です。具体的にどういう取り組みをするのかについて、まだ地域保健福祉計画の素案がまとまっておりませんが、こちらでもまとまりましたら情報提供させていただき、個別にご意見を伺う機会が作れたらと考えております。

では、計画の中身に入ります。5ページをご覧ください。こちらは計画策定にあたっての基本的な考え方で、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定するにあたって、国から数値目標を定めてしっかりと取り組むよう成果目標が示されており、そちらを一覧にした

ものです。

足立区としましては、この国が示した基本指針、それから区の上位計画、また新たに作っている地域保健福祉計画、それぞれ様々な計画と連動させながら、足立区として「足立区がめざす障がい福祉」というものをこの計画の中で明らかにしていきます。それが、7ページ、第3章の「足立区がめざす障がい福祉」です。基本的な理念は、前回の計画と変わらず「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」を示しております。

8ページ、9ページは、前回6年前に「ノーマライゼーション推進プランⅢ」を作った時に、区としてこういうところを目標にしながら取り組んでいこうということに対して、現在の到達点がどうなっているのかというのを整理したものです。大きく4つのカテゴリーの中で、それぞれ成果指標を作り、達成値も明らかにしていますが、若干低調になっております。

例えば、一番上の「【ひと】」の「①日常生活の中で、周囲から配慮されていると思う障がい者の割合」ですが、こちらは昨年度実施した障がい者に対する生活実態アンケートの中で回答を得た割合です。目標が40%に対し、実際配慮されていると思う障がい者は33.4%でした。達成率でいうと83.5%と目標を下回っています。この下回ってしまったことへの分析、そして、次の6年間でこれをどのように取り組んでいくのかということ、9ページ、10ページに個々に記載しています。

ご紹介した「周囲から配慮されていると思う割合」につきましては、令和5年1月に実施したアンケート調査の結果では、前回の調査より2.2%下がってしまいました。そのため、障がいに関する理解啓発を推進し、これ

が増加に転じるように取り組むという大きな方向性を示しているところです。今日はお時間がありませんので、お時間がある時にお読みいただければと思います。

では、この目標を具体的にどういう施策で展開をしていくのかということが11ページ、12ページで見開きになっており、施策の体系としてお示ししています。足立区基本構想、基本計画、これらにそれぞれ紐づく形で障がい者計画の柱立てとそれぞれの施策の組み立てをしております。人材の育成、差別解消に向けた取り組み、こどもの支援、成人期の支援、虐待防止、権利擁護、就労支援、文化・芸術・スポーツへの取り組み、相談支援体制、情報バリアフリー、障がい者の住まい、安全安心なまちづくり、ユニバーサルデザインという考え方、そして地域における精神保健医療体制をどう構築していくか、さらに、新たにこども・若者の権利が守られる社会の構築というところも、障がいの計画の中に位置付けをしました。この施策の体系にそれぞれ個別の施策が結びつき、また、この個別の施策の下に、活動をどのように進めていくか、たくさんの指標がぶら下がる形になっているのが、足立区の障がい者計画の特徴です。どんな事業がぶら下がっているのかは少し先のページになり、23ページ、24ページをご覧ください。こちらが先ほどご紹介した柱立て、それぞれの施策、それに対して具体的に活動指標という形で、「こういう取り組みをして、これに対して数値目標を設定をして、これをしっかり6年間取り組んでいきます」ということをお示しする施策体系図になっております。数が多いので、後ほどポイントとなるところをご説明したいと思います。計画のつくりとしてはこのような形です。基本構想、基本計画に基づいて柱立てを決め、その柱立ての中で個別の施策、活動指

標がたくさんぶら下がっている形になっているのが計画の特徴でございます。

13ページをご覧ください。こちらから、「第5章 基本方針と成果目標」です。この計画を作るにあたって、国からそれぞれの区市町村で目標として立てていくことが示されているものです。

こちらも一つご紹介をしますと、例えば、13ページの国が示す成果目標としては、施設入所者の地域生活への移行促進では、国は「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する」というものです。これに対して、足立区はどういった目標を立てているかということ、令和4年度末の段階では2.0%、13人の方が地域生活に移行しています。ですので、足立区としては、国は施設入所者の6%以上と示しているけれども、それを実現するのは難しいだろうということ、18人、3.0%という目標を立てております。国の示すことに従わなくて良いかということももちろんありますが、全て実現ができるということではなく、区の現状をしっかりと分析をしながら、こういうところまでは頑張ろうということ、目標値を設定をしております。

具体的には2行目のところですが、前回の計画では、「令和元年度末の施設入所者数等6%以上を地域生活に移行する」が国の目標でした。それに対して、前回は「6.1%、38人を地域生活に移行する」という目標を作りました。実際は令和元年度末時点で638人の施設入所者がいた中で、グループホーム等、地域生活に移行した人は先ほどご紹介した通り、13人だけでした。割合にすると2.0%です。入所施設から退所された方の総数は77人ですが、13人以外の方は残念ながらお亡くなりになったり、病院に入院されてしまったり、年齢が高くなって特別養

護老人ホームに移ったりという状況です。退所した数だけ言えば多いのですが、地域生活への移行では、13人しかいらっしゃいませんでした。今後も、入所施設では高齢化が課題になっていますので、その状況を考えると6%は難しく、3%という目標を立てております。それを具体的にどのように実現をしていくのかを示したのが一番下の「区施策・活動指標とのつながり」というところです。先ほどご紹介した柱立てや施策、それぞれにぶら下がっている活動指標としては、共同生活援助の利用者数や区内定員数を増やしていく、施設入所支援の利用者を減らしていくとし、64ページ、66ページにそれぞれ活動指標という形で定めています。

全部はご紹介できませんが、66ページをご覧ください。こちらが施設入所支援利用者数です。国は施設入所者の地域生活の移行促進と、施設入所者数の削減という成果目標を2つ定めております。それに対して、足立区としてはこの次の3年間、そしてこの計画の最終年度にあたる令和11年度までは支給決定している施設入所者の数は600人、実際に使っている人は581人まで減らしていくという目標を立てています。残念ながら国の目標を少し下回っているというところです。

「前期の取り組み内容」では、「利用者数としては微減傾向にあるが、障がい者や介護者の高齢化等にともない、一定程度の需要があり、新たに入所する方の個々のニーズに合わせて対応」してきたのが、この3年間の取り組みになります。今期の令和6年から8年度については、引き続き障がい者の地域移行の視点から、入所者の削減の取り組みを進めていきます。しかし、入所支援が必要な障がい者のニーズにも対応できるように、量の確保、さらに支援の質を高める取り組みを事業所に促していく形で、国の目標を実現するた

め、また、区として施設入所者数をどうしていくのかという取り組みの方針を活動指標というところで定めているという構成になっております。

これも全てご紹介することはできないですが、このように具体的に数字を定めている部分と、まだ区としては十分検討ができていないので、次の3年間の中でしっかり計画をしていくとしている部分とがあります。

例えば15ページをご覧ください。先ほどの報告にもありましたが、地域生活支援拠点等の整備について、国が示している目標としては、令和8年度までに各区市町村で拠点等を整備し、さらに、その機能を充実するために、「コーディネーターの配置、また、拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえて運用状況の検証および検討すること」となっています。足立区は、令和5年度末で面的整備で実施済となっており、足立区の目標としては、「多機能拠点型の整備を検討する」というところで目標を設定しております。

それから、その下の新しく設置された成果目標の「強度行動障害者への支援ニーズ把握と支援体制を整備」ですが、「令和8年度末までに、各区市町村または圏域において強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める」というものが国の目標です。これまで足立区としては、強度行動障がいの方たちのニーズや、状況を把握をしたことがありません。そのため、次の計画、令和6年から8年度までの計画期間の中で、具体的にどういう形で現状把握をし、その把握したところから、支援ニーズや支援体制の整備にどうつなげていこうかというところ

ろを、まずはしっかりと考えていき、目標を設定するのはその後としますので、「これから検討型」の目標になっております。このように、国の数値目標に基づいて同様の数値目標を示しているところ、またこれから取り組むというところを示している等、いくつか分かれております。

一箇所だけ訂正をしていただきたいのですが、20ページをご覧くださいでしょうか。19ページ、20ページは主に児童福祉法、障がい児の関係ですが、20ページの下の方の「【国が示す成果目標5一④】主に重症心身障害児を支援する障害者通所支援事業所の確保」について、区の現状は、現在、児童発達支援事業所が3か所、放課後等デイサービスが1か所ということになっていて、なんとか1事業所ずつ増やしたいと目標を立てていますが、足立区の放課後等デイサービスの目標のところは1か所のままになっております。申し訳ございません。放課後等デイサービス事業所は令和8年度末までに2か所にしたいという目標ですので、修正をお願いしたいと思います。国の目標全てにしっかりと応えられているかということ、区として努力をするというところを示しているところでございます。

22ページをご覧ください。こちらも前回から内容としてはありまして、「都道府県や市町村における、障害福祉サービス等の質の向上を実施する体制を構築すること」と国の目標が示されています。サービスの質の向上は本当に大きな課題と思っております。基本的には、「サービス見込量および確保のための方策」、それから「活動指標の進捗状況と次期の取り組みの方針」の中で、量の確保に合わせ、質の向上という視点も盛り込みながら取り組んでいかなければいけないと考えております。

さらに質の向上に取り組むしくみとして、令和6年度から障がい福祉課の組織再編を行い、事業所指導を担う係を明確にします。現在、区内で事業を運営している社会福祉法人につきましては、福祉部の福祉管理課に法人指導を担当するセクションがありますが、それ以外の設置主体が運営している区内の事業所、NPO法人や株式会社が運営している事業所、これらの実地指導について、現状、役割としては事業所指定をしている都道府県の役割になっていますが、数が多く、東京都の実地指導の割合が、日本全国で一番低いという状況も明らかにされております。

そのため、何年か前から、区で独自で取り組んだ方が良いということで、そのための体制を作ることを、障がい福祉課として希望していましたが、ようやく来年度から、この事業所指導を担う係を、体制が十分ではないものの、一旦明確に設置をして、そこを中心に、これから事業所指導に対して取り組んでいくスタートラインにつけたという状況を記載しております。このような形で国の成果目標に対する取り組みを示しております。

続きまして、25ページをご覧ください。

「第6章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」についてです。こちらはそれぞれ福祉計画ということで、障害者総合支援法、児童福祉法が定めるサービスについて、サービスの見込量としてどのぐらいのサービス量を見込むのか、また、それを実際に確保するために、区としてどういう方策をとるのかをまとめたものです。これは、区が定めた数値目標を東京都に報告します。そうすると、それを集計して、東京都は東京都としての障害福祉計画・障害者福祉計画を策定するという流れになっております。

また、ここで設定した数値目標を超える、すでにサービス量が確保されているという時

は、事業所指定をせず、新たに新規で事業所を始めたいという相談があった時に、区は計画の目標値を達成していて、その事業については十分ニーズを満たしていると考えられる時には事業所指定をしないという判断材料に使われる、そういう数値目標でもあります。

介護保険事業計画の場合は、この先3年間の数値目標を立てて実際にそれだけのサービス量を提供すると介護保険料がいくらかかるのか、区民の方からいくら保険料を納めているか、国民の方が支払う保険料と連動しますが、障がいの方は保険料ではなく全額公費ですので、この数値目標が上がった下がったというところで、直接的に区民の皆さまに何か影響するわけではありません。ですが、広く考えれば税金で負担していただいているので、社会保障の量が増えていけば、いろいろ考えなければなりません。この目標値ができたことで、皆さまから来年集めるお金が大きく変わってくるというものではございませんが、やはり区としては必要なサービス量を適正に見込まなければいけないということです。

それぞれ過去の実績等も考慮しながら、このサービスはこれから増えていくのか、それとも現状維持すれば良いのかというところを判断しております。ただ、非常に難しかったことが、ご存知の通り、令和3年度、令和4年度と新型コロナウイルス感染症の影響でサービスの利用控え等、様々なことが起こり、単純にこの3年間の数字を見て、次の3年間の目標を設定することができなかったという状況もあります。

それぞれ、例えば25ページは訪問系サービスですが、現状のサービス利用量は順調に伸びているけれども、これに対応するための福祉人材の確保が課題と現状をまとめています。これらを確保する方策として、支援を必

要とする人が、必要とする場面で、希望通りに利用することができるよう、体制の整備を進めなければいけません。人材不足は医療介護や保育分野における共通の課題であり、関係所管と連携しながら障がい福祉サービスの人材確保に取り組みます。サービス量を増やすには、何よりも人材確保が重要な課題と認識し、取り組んでいきたいと考えています。そういう形で、それぞれのサービスにつきまして、利用者数や利用料の目標を立てているところです。

27ページには、日中活動系サービスの訓練等給付があり、自立訓練や、就労移行支援、就労継続支援等です。令和6年度からは就労選択支援という新しい事業ができます。ただ、現状は、詳細が示されていないということ、令和6年4月に法律上はできるのだけれども、実際に事業を展開していくまで経過期間が設けられるということも聞いておりますので、素案の段階ではこの就労選択支援事業の見込量については数値を表せておりません。しかし、3月に本計画を策定するまでには、さらに様々な情報が入ってくると思いますので、それらを踏まえながら令和6年から8年度の数値目標を立てなければいけないと考えております。特別支援学校に在籍している間に、就労選択支援事業を使うことによって、学校卒業後、すぐにB型事業所に行くようにするということが国からは案として示されております。区としての対応も詳細が分かり次第、お知らせをしていきたいと考えております。

もう一つ大きく変わるのが、29ページの障害児通所支援ですが、これまで児童発達支援とは別に医療型児童発達支援ということで、法律上2つのサービス類型になっていました。これは令和6年度から医療型とそうでない児童発達支援、福祉型は一体化されるこ

とになっております。ただ、これまでの数字の部分と実際に取り組みの内容、利用されている児童の状態等が大きく異なりますので、現状はそれぞれのところで数値目標を立てております。これを計画の中で最終的にどう表記していくか、ご意見をいただければと思いますが、区としてはそれぞれの数字をしっかりと把握をしながら、医療的ニーズの高いお子さんに対応できるところは、このぐらいを確保したい等、現状はそれぞれの数値を示している形にしています。

31ページ以降は、それぞれの活動指標の進捗状況と今期の取り組みの方針です。活動指標ごとに、実績、第7期計画、さらに最終目標を示したものになります。

一つだけ集中的に取り組まなければいけないことについてご説明いたします。93ページをご覧ください。こちらは複合的な相談体制の充実ということで、重層的な支援体制を構築するというものです。これが最初にご説明した、現在策定に取り組んでいる地域保健福祉計画で位置付けられる、新しい相談支援体制の構築の部分になります。支援を必要とする区民のニーズが複雑化、複合化している、既存の制度や今の相談体制の狭間となるような課題への対応が求められています。対応していくためには、庁内の機関だけではなく、民間も含めて多機関が連携を図りながら支援するしくみづくりが必要ということで、足立区としましては、これまで進めてきた既存の制度を活かしながら、なんでも相談できる相談体制を作り、単独の組織や相談支援機関では対応が難しい課題や制度の狭間になる課題に寄り添いながら支援をするという重層的支援体制の整備に取り組みます。これは国の方でしっかりと取り組むことという方向性が示されて、それに対して区の対応を考えているところです。これまでは区の附属機関で

ある足立区地域保健福祉推進協議会の中でいろいろと議論していましたが、そこに新たに地域保健福祉計画策定部会を設け、計画策定のプロセスの中で包括的な支援体制をどう構築したらよいかということを検討していました。

令和6年9月に開設予定の「すこやかプラザあだち」を西部地域の拠点、そして本庁舎内に東部・千住地域の拠点となる「福祉まるごと相談課」を設置し、属性・世代・内容を問わず、なんでも受け止める相談体制を整備します。窓口に来庁が困難な方等には、「福祉まるごと相談課」の相談員による積極的なアウトリーチで寄り添い支援を実施していきます。また、狭間ニーズとして想定されるひきこもりの支援など、既存の取り組みでは対応が困難なニーズにも寄り添っていくために、庁内横断連携および重層的支援会議の調整などの旗振り役を担う多機関協働担当を設け、様々な相談に多機関が連携して取り組んでいく体制をつくります。開設が令和6年9月となっておりますが、組織の方は4月から立ち上げをして、建物が建ったところで、本格的に稼働するところに向けて、今まさに検討していることはご承知おきください。地域保健福祉計画の素案ができましたら、ぜひご確認いただければということです。

最後に、108ページ、109ページの一番後ろですが「子ども・若者の権利が守られる社会の構築」という新しい柱を作りました。それに伴って、障がいのアンケート調査をした時にもいろいろな声があり、ヤングケアラーに関する情報共有と関係機関の連携という活動指標を1つ作りました。数字で何かということではないのですが、こども支援センターげんきで要保護児童対策地域協議会を行っており、要保護児童の発見、支援、予防、保護と要支援児童やその保護者の支援を

引き続きを行うとともに、「ヤングケアラーの個別の状況に応じて必要な機関と情報を共有し、各機関の連携と役割分担で的確な支援に取り組みます」としています。これが重層的支援体制のところとも結びつき、関係機関がしっかりと横につながって問題を把握し、解決にあたっていく、そういうしくみを作っていきたいです。

109ページのあだち若者サポートテラス（SODA）ですが、こちらの相談件数も新たに目標として設定をしております。

引きこもり支援とはまた違うアプローチにはなります。けれども、障がいの有無にかかわらず、若者のメンタルヘルスに関する悩み、さまざまな困りごとについての早期相談支援窓口を作り、そこで精神科医・精神保健福祉士・公認心理師による専門チームが問題解決に向けてサポートしていくということで、こうした取り組みも障がいがあっても無くてもということですが、そうした側面も踏まえながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

活動指標がたくさんありますが、こちらについてはまだ素案ということですので、こうした取り組みはどうかというご意見がおそらく、これからパブリックコメントや関係団体とのヒアリングからも明らかになってくると思いますので、そうした意見を反映し、素案をまずは計画案という形で取りまとめ、第3回の地域自立支援協議会の本会議にお示しし、議論をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○小澤会長

非常に丁寧な説明ありがとうございました。残りの時間で、この議題に関して意見を承りたいと思います。非常に情報量が多いものですから、会議後に、改めて見直してみる

と、疑問点や質問や意見が出てくるであろうと推測しますので、その場合は事務局の方に直接出すか、あるいはパブリックコメント期間中ですので、パブリックコメントも当然委員の皆さまには権利がありますので、そちらに出していただく形の扱いにさせていただきたいと思います。

それでは、ご質問、ご意見あるいは事実確認等を出していただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

(以下、障がい関連計画に対する意見聴取及び事務局からの説明。活発な議論を促す主旨から、発言者名等の詳細は非公開とする。協議会での主な意見については、別紙1「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画【素案】に対する協議会からの意見の聴取について」を参照。)

○小澤会長

ありがとうございました。いろいろご意見は尽きないとは思いますが、先ほど申し上げましたように、改めてご意見を整理していただいた上で、事務局に出していただきたいと思います。これはまだ素案ですので、事務局の方で検討し、反映できるものと反映できないものがあると思いますので、ご意見いただいた委員の方に、反映できないものであれば理由を示していただけたら良いかなと思います。また、パブリックコメント期間中の1月15日までに意見を出すということも可能ですので、事務局に直接意見を出していただく、あるいはパブリックコメントで意見をだしていただければと思います。パブリックコメントの場合はきちんとしたご回答がしづらいかもしれないので、事務局に直接意見を出された方が、それに対して採用する場合と採用す

ることが難しい場合との回答が返ってきやすいのではないのでしょうか。そのような扱いにさせていただきたいということでもよろしいでしょうか。

(委員了承)

では、以上のような形で扱わせていただきたいと思います。議題の(3)は以上にさせていただきたいと思います。

事務連絡事項、今後の予定ということで。よろしく願いいたします。

3 事務連絡

○佐々木事務局員

ありがとうございました。最後に事務局より事務連絡がございます。

1点目は、本日の会議録についてです。会議録がまとまりましたら、ご参加いただいた委員の皆さまに会議録(案)をお送りいたしますので、確認、修正などをお願いいたします。その後、会長に最終確認をお願いした上で、会議録を確定いたします。確定いたしました会議録等は足立区のホームページで公開いたします。

2点目ですが、次回の本会議のスケジュールです。第3回の本会議は令和6年2月27日火曜日、午後2時から会場は本日と同様に障がい福祉センター5階ホールになります。

これもちまして、足立区地域自立支援協議会第2回本会議を終了いたします。本日はご出席いただき誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上